

令和3年5月

お客様各位

東京都職員信用組合

預金規定改訂のお知らせ

平素は東京都職員信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。
今般、金融庁が公表している「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という）を踏まえ、当組合では令和3年5月6日より、下記のとおり預金規定を改訂いたしますのでお知らせいたします。

なお、今般の改訂について、お客様に必要なお手続きはございません。

記

1. 改訂する規定

- (1) 総合口座取引規定
- (2) 普通預金規定
- (3) 定期積金規定
- (4) 期日指定定期預金規定
- (5) 自動継続期日指定定期預金規定
- (6) 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
- (7) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
- (8) 自由金利型定期預金(大口定期)規定
- (9) 自動継続自由金利型定期預金(大口定期)規定

2. 主な改訂内容

- (1) 取引制限条項の新設
- (2) 解約条項の追加

3. 改訂日

令和3年5月6日

各種規定については下記 URL をご参照ください。

<https://www.toshokushin.co.jp/profile/index16.html>

以上